

令和6年度 第1回 南丹市市民参加と協働の推進委員会 議事録

日 時：令和6年7月16日（火）午前9時15分～午前11時45分

場 所：南丹市役所 3号庁舎 2階 第4会議室

出席者：〔委 員〕古北 真里委員長、大東 貢生副委員長、高橋 博樹委員、
西田 香代子委員、奥村 幸代委員、和辻 理恵委員
平井 静男委員

〔事務局〕岡部課長、北村補佐、吉田主事、大坪主事

1 開会

事務局	定刻になりましたので、ただ今から令和6年度 第1回南丹市市民参加と協働の推進委員会を開会いたします。 本日の司会進行を務めます地域振興課の岡部です。委員のみなさまには、ご多用の中、ご出席賜りましたことに厚くお礼申し上げます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。 それでは、開会にあたりまして、古北委員長からあいさつをいただきます。
委員長	（委員長挨拶）
事務局	ありがとうございました。 つづいて、議題に入ります前に、本日審査を頂く「南丹市まちづくり活動交付金制度」について事務局より説明させていただきます。

2 議題1 「南丹市まちづくり活動交付金」審査について

（南丹市まちづくり活動交付金 制度説明）

事務局	南丹市まちづくり活動交付金は、市民の方が地域課題を解決するための取り組みに対して支援を行う制度で、前身の市民提案型まちづくり活動支援交付金をベースに内容を変更し、令和2年度に新設しました。 継続して事業が実施できるよう、参加費や協力金など、事業で得た収入を次年度に繰り越せるようにしています。また、申請し、交付決定を受けた団体は2年目、3年目と継続して補助金を申請することができますが、2年目は申請をせず、3年目に再度申請するといった年度を開けての申請は原則できなくなっています。同様に、2年目の申請で不交付となった団体は以降に申請する資格を失います。 制度について、昨年と大きな変更点はございませんが、なにかこの場でご確認されたいことはありますか。
委員	（特になし）
事務局	それでは、協議事項に入ります。 ここからの進行については、委員長をお願いします。
委員長	では、次第に沿って進めさせていただきます。 議題1「審査について」を事務局から説明願います。

事務局	議題 1 「審査について」について提案いたします。 ※議題 1 審査について（案）に基づいて説明 審査は、委員 7 名で行っていただきます。まず地域振興課から事業概要説明を行い、皆様に協議いただき、交付・保留・不交付を決定します。これを事業ごとに繰り返します。 審査項目は次の 6 項目です。 ①課題の公共性 地域の公共的な課題が明示されているか。 不適切例：親睦や営利を目的とした事業 ②課題と事業内容の関連性 課題や目的に即した取組みが提案されているか。 不適切例：課題が不明確な事業、課題と取組み内容に繋がりのない事業 ③実現性 事業内容、予算規模、実施体制など事業が着実に実行できる計画や体制であるか。 不適切例：事業概要や予算根拠が極端に曖昧な事業 ④自立性 団体自らが課題解決に向けて働きかけを行っているか。 不適切例：外部への委託のみで構成されている事業 ⑤継続・発展性 事業が後年も継続する手法が人員名・資金面・事業面で図られているか。 不適切例：単発イベント、人員や資金の確保に対する取組みが計画されていない事業 ⑥創造性 新規性があり（既存事業との違いが工夫されており）、地域の状況に応じた課題を解決するための取組みが考えられているか。 不適切例：事業主体（対象団体）が通常行うべき経常的な活動に関する事業（地域の清掃活動、構成員の内部研修など） また、4 年目・5 年目の事業の審査については、先述の 6 項目に加え、2 項目について審査します。 ・事業内容の有用性 3 年間の取組により、明確な成果が出ている事業であるか。もしくは、今後、成果が見込めるものであるか。
-----	--

	・継続支援の妥当性 4つの項目のいずれかに該当するか審査します。 ・事業の性質上、独自に運営資金を得ることが困難な事業である。 ・公益性の高い事業である。 ・行政が網羅できない課題に対応する社会的重要度の高い事業である。 ・その他（過去の活動と成果を踏まえ、審査員が妥当と判断するもの） なお、学生団体からの提案に関しては3項目となります。 ①主体性 学生団体が主体的に企画・運営している事業であるか。 不適切例：実質的に大学職員が中心となっている事業 外部への委託のみで構成されている事業 ②実現性（市民団体と同様） 事業内容、予算規模、実施体制など事業が着実に実行できる計画や体制であるか。 不適切例：事業概要や予算根拠が極端に曖昧な事業 ③発展性 事業を通じて、参加者や活動地域に関わり、その後の効果や影響が期待できるものであるか。 不適切例：活動地域や対象者と関りが低い事業 一過性の効果で終わるもの 提案内容のうち、部分的に対象外と判断できる事業や予算があった場合、該当部分の経費を差し引いた事業費に対して交付金額を算定します。申請額に対して、交付決定金額が減額となる場合がありますが、事業を実施し対象経費が増えた場合は変更申請による交付金額の増額を認めます。 ここまで示しました各審査項目について、皆様で協議いただき、交付の可否を決定します。 保留となった団体には8月6日にヒアリング審査を行います。該当する団体には保留の理由を報告し、指摘事項を中心に事業について説明いただき、審査を行います。ヒアリング審査の日程は募集要項にも記載しておりますので、当日出席ができない場合には不交付が確定します。 審査について、提案は以上です。
委員長	「審査について」提案がありました。 質問やご意見ありますか。
委員	(特になし)
委員長	では、いま確認しました内容で審査を進めることとします。 つづいて、議題2「申請事業の審査」について事務局から説明願います。

議題2 「南丹市まちづくり活動交付金」申請事業の審査

事務局	古北委員長にも審査に入っていただきますので、審査の間の進行は事務局が務めさせていただきます。 それでは、申請事業の審査に移ります。 今回は10件の事業について、順次事務局から事業概要の説明と協議事項を説明し、1件ずつ審査いただきますので、よろしくお願いします。 (令和6年度南丹市まちづくり活動交付金事業一覧に基づき説明・協議・審査) 【審査結果概要】 交付決定 5件 …市民団体4件、学生団体1件 保留 5件 …市民団体4件（うち1件は5年目の団体） 学生団体1件（書面での再審査を実施予定） ■審査中に挙げた意見 ・保留となった事業について、特に事業内容の見直しが必要な団体については、申請書の書き方や事業の組み立て方について支援が必要と考えるので、ヒアリング審査の前にまちづくりデザインセンターに相談するよう事務局から提案をお願いします。
事務局	長時間にわたる審査をお世話になりありがとうございました。 本日の審査の結果に基づいて交付の可否を当該団体へ通知させていただきます。 また、「保留」となった事業について、協議で出た意見を事務局で取りまとめ、申請団体にお伝えし、8月6日に行うヒアリング審査の案内を送付します。 ヒアリング審査後については、昨年度同様、ヒアリング時の内容に合わせて申請書の修正を依頼し、再提出後に事務局及び委員の皆様で書類審査を行い、問題がなければ交付、ヒアリング時の内容が申請書に十分反映できていない場合は、不交付とすることと考えますが、いかがでしょうか。
委員	※異議なし
事務局	では、今確認しました内容で進めることとします。審査については以上です。 進行を古北委員長にお返しします。
委員長	みなさま、審査お疲れ様でした。全体を通して、確認事項等ございますか。 なければ進行を事務局にお返しします。

3 その他

事務局	「南丹市市民参加と協働の実施計画」の5年度実績と6年度計画案について、8月6日のヒアリング審査の際に時間を設け、議題に挙げさせていただく予定でしたが、ヒアリング審査の対象団体が多いため、時間が確保できない可能性が高いです。
委員	時間配分が困難なため、別日に実施するのが良いと思います。 ※各委員の予定を確認

	7月30日（火）午後2時から実施することによろしいでしょうか。
事務局	承知いたしました。 最後に事務連絡となりますが、今回審査を頂きました10事業の他、大学提案型まちづくり活動交付金では2件の申請がありました。 申請事業の概要を参考資料として配布しておりますのでご参考ください。

4 閉会

事務局	本日は、貴重な意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。本日のご意見を踏まえ、さらに市民活動が活発化するような取り組みを進めてまいりたいと思います。 次回の委員会は7月30日（火）午後2時から開催いたしますので、ご多忙のところ恐縮ですが、ご出席いただきますようお願いいたします。 それでは、以上をもちまして、南丹市市民参加と協働の推進委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。
-----	--